

三好市環境基本計画策定業務委託 仕様書

1. 策定の目的

今日、国際的に地球温暖化対策が共通の重要課題と位置づけられ、三好市においてもこの間、異常気象による自然災害を経験し、市民の安心・安全な日常生活が脅かされる状況になっている。

政府においては、2020年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、温室効果ガス削減に向け、その取り組みを加速化させている。

こういった状況を踏まえ、三好市は2021年12月に「三好市環境基本条例」を制定し「ゼロカーボンシティ」を宣言した。今後、三好市の豊かな自然と育まれてきた文化を未来に引き継ぐため、環境への負荷を抑制し、環境の保全と創造を推進するため、今後10年間の「三好市環境基本計画」を策定する。

2. 業務の名称

三好市環境基本計画策定業務

3. 業務場所

三好市内

4. 委託概要

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 履行期間 | 契約締結の日から2022年12月23日（予定）まで |
| (2) 委託上限額 | 金3,922,000円（消費税及び地方消費税含む） |
| (3) 委託内容 | 三好市環境基本計画の策定 |

5. 業務内容

(1) 業務の方針

本業務は、「環境基本法」、政府が定める「環境基本計画」、「徳島県環境基本条例」、「徳島県環境基本計画」、「三好市総合計画」及び「三好市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）など、関係する法令、条例、上位計画等に準拠して実施する。

(2) 業務の内容

本業務の詳細に関しては、別添の特記仕様書のとおりとする。

(3) その他（自由提案）

本業務をさらに効果的なものとする提案等、委託上限額の範囲内で追加提案がある場合は提案すること。

6. その他

- (1) 本業務の遂行に必要な打ち合わせは、原則として三好市内で実施する（オンラインで実施する場合もある）。また、打合せに要する旅費等の必要経費は、委託金額に含まれるものとする。打合せを行った場合は、その内容について議事録を作成し、三好市の確認を受けること。

- (2) 本業務の成果品に関する所有権及び著作権等一切の権利は、三好市に帰属するものとする。
- (3) 本業務の成果物は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任と費用負担において対応するものとし、三好市は責任を負わない。
- (4) 本業務により生じる全ての成果品を三好市の許可なく公表及び貸与してはならない。また、本業務実施により知り得た事項を第三者に漏洩し、又は開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、三好市の指示に従うこと。また、本業務の実施につき疑義が生じた場合は、その都度協議を行う。

以 上

特記仕様書

1. 基礎調査等

(1) 基本的事項の整理

計画の策定にあたって、次に掲げる基本的な事項を整理する。

- ①計画策定の背景、目的及び位置づけ
- ②計画の推進主体
- ③計画の期間（全体の計画年数及び中途見直しを行う年数）
- ④計画で対象とする環境の範囲

(2) 地域概況調査

計画を策定する上で必要となる三好市の地域概況を、表－1の内容について調査する。調査にあたっては既存資料調査を基本とし、必要に応じて現地調査やヒアリングを実施する。

表－1 地域概況調査の内容

区 分	項 目	内 容
三好市の自然的状況	地象、水象、気象	地形、地質の状況、河川・ため池の状況、風向・風速、気温、降水量の状況等
	植物及び動物	植生及び植物種の状況、動物の分布、主な生息地、貴重な動植物の生息状況等
三好市の社会的状況	人口及び集落	行政区画、集落の状況、人口等
	産業	産業別就業者数、農林水産業の状況、商工業の状況、主な事業所等
	水域利用	上水道水源としての河川利用、農業利水の状況、魚業権の設定状況、地下水の利用状況等
	交通の状況	鉄道網及び旅客数、道路網及び交通量の状況等
	公共・公益施設の状況	学校・幼稚園、保育所、公民館及び集会所、病院、公園等の位置、上下水道及び廃棄物処理施設等の整備状況
	文化財の指定状況	指定文化財、重要文化財の種類及び位置
	観光・レクリエーションの状況	主要な観光地、レクリエーション施設、野外活動場所等の状況
主要な開発事業及び計画	主要な開発事業の状況、将来的な開発計画とその概要	
環境関連法令の指定状況	開発環境法令	都市計画区域、保安林、農用地区域等の指定状況
	自然環境関連法令	自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区等の指定状況
	生活環境関連法令	環境基準の指定状況、各種規制法の指定状況

(3) 環境現況調査

計画を策定する上で必要となる三好市の環境現況を、表－２の内容について調査する。調査にあたっては既存資料調査を基本とし、必要に応じて現地調査やヒアリングを実施する。

表－２ 環境現況調査の内容

区 分	項 目	内 容
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質、騒音、振動、悪臭等
	水環境	河川等における水質、底質、地下水、水象等
	土壌環境・その他環境	地形・地質、地盤、土壌、日照障害、夜間照明等
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	哺乳類、鳥類、両生類、は虫類、水生動物、陸上昆虫類等
	植物	植生、植物相、植物群落等
	生態系	生態系の多様性、生息・生育環境等
地域の景観の保全及び人と自然の豊かな触れ合いの確保	景観	地域景観の特性、景観障害等
	触れ合い活動	人と自然の触れ合い活動の場
	文化財・天然記念物	指定文化財、埋蔵文化財、天然記念物等
環境への負荷の低減	廃棄物・リサイクル	廃棄物、漂着物、建設残土等
	地球温暖化	温室効果ガス等

2. 環境保全のための各種施策の調査

国、県及び他自治体における環境保全の施策（特に同規模の自治体における先進的な取組事例）の調査及び三好市の現況において有効と思われる環境部局以外で実施されている施策調査

3. 環境の現状分析及び課題の整理

基礎調査の結果から、本市における環境の現況を分析し、本市の取組が進んでいる項目、逆に今後の取組が必要と考えられる課題を整理し、本市の環境イメージや環境施策等を整理する。

4. 計画の理念及び計画目標の設定

整理された課題及び徳島県環境基本計画における理念等を勘案し、地球温暖化対策に留意しながら、三好市環境基本計画の理念及び計画目標を設定する。

5. 環境施策の設定

設定された計画目標を達成する上で実施すべき個々の施策を検討し、地球温暖化対策に留意しながら、重点的に取り組む施策を選定する。

6. 環境配慮指針の検討

環境に配慮した行動に取り組んでいくための環境配慮指針を、行政、市民及び事業者のそれぞれについて検討する。

7. 計画の進行管理方法の検討

計画策定後、計画の推進に資するため、有効と考えられる計画の進行管理方法及び体制を検討する。

8. 庁内連絡会議の資料作成、専門家の招聘

庁内連絡会議への資料作成及び必要に応じて専門家の招聘を行う。

なお、専門家招聘の旅費、謝金等は本業務に含まれる。

9. 基本計画案及び基本計画書並びに基本計画書概要版の作成

前述の各作業を取りまとめ基本計画案を作成する。また、作成された基本計画案は市ホームページで公表し、パブリックコメントを行うので、その取りまとめを行い、最終的な計画書及び計画書概要版を作成する。

10. 成果品等の納品

- (1) 三好市環境基本計画書：50部（予定）
- (2) 同上（概要版）：100部（予定）
- (3) (1)、(2)のデータが保存されたメディア一式（DVD-R等）

以 上